とされた改正法第四条の規定による改正前の船員保険法（以下この条において「旧船員保険法」という。）の規定による介護料の月額として第一条の規定による改正前の船員保険法施行規則（以下「旧船員保険法施行規則」という。）第七十六条ノ三第一項の規定により算定した額に乗じる厚生労働省令で定める率は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率とする。

一　次のイからハまでに掲げる介護に要する費用の支出に関する区分に応じ、当該イからハまでに掲げる額

イ　（略）

ロ　その月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合であって介護に要する費用として支出された費用の額が七万五千二百九十円に満たないとき　七万五千二百九十円（支給すべき事由が生じた月においては、介護に要する費用として支出された額とする。）

ハ　その月（支給すべき事由が生じた月を除く。）において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がない場合であって親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき　七万五千二百九十円

二　（略）

２　前項の規定は、整備政令第五十七条の二第二項に規定する改正法附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた旧船員保険法の規定による介護料の月額として旧船員保険法施行規則第七十六条ノ三第二項において準用する同条第一項の規定により算定した額に乗じる厚生労働省令で定める率について準用する。この場合において、前項第一号イ中「十七万千六百五十円」とあるのは「八万五千七百八十円」と、同号ロ及びハ中「七万五千二百九十円」とあるのは「三万七千六百円」と、同項第二号中「第七十六条ノ三第一項」とあるのは「第七十六条ノ三第二項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

附　則

（施行期日）

１　この省令は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

２　この省令による改正後の附則第一条の二第一項第一号（同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この省令の施行の日以後に受けた介護に係る介護料の額の算定について適用し、同日前に受けた介護に係る介護料の額の算定については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第七十一号

歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号）第十六条及び第二十一条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

厚生労働大臣　後藤　茂之

歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令

歯科技工士法施行規則（昭和三十年厚生省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章・第二章　（略）	第一章・第二章　（略）
第三章　指示書及び歯科技工所（第十二条―第十四条）	第三章　指示書及び歯科技工所（第十二条・第十三条）
第四章　雑則（第十五条）	（新設）
附則	附則